

令和5年11月藤枝市議会  
定例月議会議案

令和5年11月20日  
藤枝市長

## 目次

議案番号	議案名	頁
第 7 2 号 議案	令和 5 年度藤枝市一般会計補正予算 (第 5 号)	別冊
第 7 3 号 議案	令和 5 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
第 7 4 号 議案	令和 5 年度藤枝市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
第 7 5 号 議案	藤枝市郷土博物館条例の一部を改正する条例	1
第 7 6 号 議案	藤枝市文学館条例の一部を改正する条例	2
第 7 7 号 議案	藤枝市空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例	3
第 7 8 号 議案	藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	4
第 7 9 号 議案	藤枝市医学生等修学資金貸付条例の一部を改正する条例	5
第 8 0 号 議案	藤枝市民西益津温水プール・藤枝市民大洲温水プール・藤枝勤労者体育館の指定管理者の指定について	6
第 8 1 号 議案	志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者の指定について	7
第 8 2 号 議案	藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者の指定について	8
第 8 3 号 議案	藤枝市・岡部町合併基本計画の変更について	9
第 8 4 号 議案	字の区域の変更について	24
第 8 5 号 議案	建設工事請負契約の締結について (令和 4 年災査定第 6 9 号 市道 8 地区 1 6 8 号線 (押越橋) 橋梁災害復旧工事)	25
第 8 6 号 議案	建設工事委託変更協定の締結について (国道 1 号藤枝バイパス及び都市計画道路天王町仮宿線の新設事業)	26

藤枝市郷土博物館条例の一部を改正する条例

藤枝市郷土博物館条例（昭和 62 年藤枝市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 1 8 条の規定に基づき」を削る。

第 1 7 条第 1 項中「第 2 0 条第 1 項」を「(昭和 26 年法律第 285 号) 第 2 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市文学館条例の一部を改正する条例

藤枝市文学館条例(平成 19 年藤枝市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 1 8 条の規定に基づき」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市空き家等の適切な管理に関する条例（令和 5 年藤枝市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 管理不全空家等 市内に所在する法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等をいう。

第 8 条第 2 項中「第 11 条から第 13 条まで」を「法第 13 条並びに第 11 条及び第 12 条」に改める。

第 9 条の見出し中「準特定空家等」を「管理不全空家等」に改め、同条第 1 項中「法第 14 条第 1 項」を「法第 13 条第 1 項の規定による指導」に、「第 11 条第 1 項」を「法第 22 条第 1 項」に、「準特定空家等」を「管理不全空家等」に改め、同条第 2 項中「第 15 条」を「第 13 条」に、「次条第 2 項」を「次条」に、「第 12 条第 4 項」を「第 11 条第 4 項」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（特定空家等及び管理不全空家等に対する措置）

第 10 条 市長は、法第 13 条の規定に基づく指導及び勧告並びに法第 22 条の規定に基づく助言、指導、勧告、命令及び代執行（同条第 11 項に規定する措置を除く。）を行おうとするときは、必要に応じ、特定空家等対策審査会の意見を聴くことができる。

第 11 条を削り、第 12 条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とする。

第 14 条を削る。

第 15 条第 3 項中「第 12 条第 4 項」を「第 11 条第 4 項」に、「第 13 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改め、同条を第 13 条とする。

第 16 条を第 14 条とし、第 17 条から第 21 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例(平成23年藤枝市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)中

「

個室使用料			
個室A	1日につき	5,500円	
個室B	〃	4,400円	
個室C	〃	3,300円	

」を

「

個室使用料			
個室A	1日につき	8,800円	
個室B	〃	6,600円	
個室C	〃	5,500円	
個室D	〃	4,400円	
個室E	〃	3,300円	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

藤枝市医学生等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

藤枝市医学生等修学資金貸付条例（平成28年藤枝市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条、第3条関係）学校教育法第87条第2項の薬学を履修する課程を有する同法に基づく大学の項中「月額5万円」を「月額10万円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

藤枝市民西益津温水プール・藤枝市民大洲温水プール・藤枝勤労者体育館の指定管理者の指定について

藤枝市民西益津温水プール・藤枝市民大洲温水プール・藤枝勤労者体育館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称	藤枝市民西益津温水プール 藤枝市民大洲温水プール 藤枝勤労者体育館
指定管理者	静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号 ビル保善・報徳JV 代表企業 静岡ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 8 1 号議案

志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者の指定について

志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称	志太・榛原地域救急医療センター
指定管理者	藤枝市瀬戸新屋 3 6 2 番地の 1 公益社団法人志太・榛原地域救急医療対策協会 理事長 森 泰雄
指定の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者の指定について

藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称	藤枝市駅南自転車駐車場
指定管理者	藤枝市駅前二丁目 7 番 2 6 号 株式会社まちづくり藤枝 代表取締役 栗田 隆生
指定の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

藤枝市・岡部町合併基本計画の変更について

藤枝市・岡部町合併基本計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 6 条第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

改正後

# 藤枝市・岡部町

## 合併基本計画

平成20年1月  
藤枝市・岡部町合併協議会

平成31年3月  
藤枝市変更

令和5年12月  
藤枝市変更

改正前

# 藤枝市・岡部町

## 合併基本計画

平成20年1月  
藤枝市・岡部町合併協議会

平成31年3月  
藤枝市変更

目次 (略)

1～7 (略)

8. 財政計画 51

1. 序論

(1) 合併の必要性

藤枝市と岡部町は、隣り合う宿場町として、古くから街道による歴史のつながりが深く、今日も通勤、通学、買い物など、住民生活や経済活動において強い結びつきがあります。

また、両市町の境界域には新東名高速道路(医)藤枝岡部インターチェンジの建設が進められるなど、新たな社会基盤に基づく一体的なまちづくりも求められています。

一方、行政においては、これまでも消防救急体制や尿・ごみ処理などで、共に広域行政を行ってきたり、学校教育についても、教職員が合同で研究活動を行ったり、藤枝・岡部地区の各種大会を共同で開催したりするなど、様々な形で協力体制を築いてきました。

こうした背景のもと、日常生活圏と行政区画を一致させた総合的なまちづくりを進め、さらなる広域合併も視野に入れたつつ、都市としての魅力の向上と、なにより効果的効率的な行政運営を実現する必要があります。

◇生活圏の広域化～◇効果的な行政運営 (略)

(2) 計画の位置付け

① (略)

②計画の期間

計画の期間は、合併日から平成35年度とします。

2. 市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、静岡県ほぼ中央部に位置し静岡市、島田市、焼津市及び大井川町に隣接しています。

北部は、赤石山系の南縁に接する森林地帯で、海拔871mの主峰高根山から発する瀬戸川は市内を貫流し、駿河湾に注いでいます。また、北端より東部に走る朝比奈川沿いの平坦地区と山麓及び海拔500mの高草山を背にする山麓に茶園が開かれ、茶産地を形成しています。中部は、北部からつながる丘陵性の山地と、そこからひろがる平坦地からなり、南部にかけて市街地が形成されています。南部は大井川下流の左岸で、平坦肥沃な赤太平野の中央部に位置しています。

また、東京と名古屋の中間にあり、JR東海道本線や東名高速道路、国道1号など交通の便も良く、東海道ベルト地帯の交通の要衝となっているほか、新東名高速道路(医)藤枝岡部インターチェンジの建設が進められており、富士山静岡空港の開港と併せ、今後ますます利便性が高まります。

(2) 気候 (略)

(3) 面積 (略)

(4) 歴史 (江戸時代～現代)・沿革 (略)

(5) 人口・世帯 (略)

(6) 産業 (略)

目次 (略)

1～7 (略)

8. 財政計画 52

1. 序論

(1) 合併の必要性

藤枝市と岡部町は、隣り合う宿場町として、古くから街道による歴史のつながりが深く、今日も通勤、通学、買い物など、住民生活や経済活動において強い結びつきがあります。

また、両市町の境界域には新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジの建設が進められるなど、新たな社会基盤に基づく一体的なまちづくりも求められています。

一方、行政においては、これまでも消防救急体制や尿・ごみ処理などで、共に広域行政を行ってきたり、学校教育についても、教職員が合同で研究活動を行ったり、藤枝・岡部地区の各種大会を共同で開催したりするなど、様々な形で協力体制を築いてきました。

こうした背景のもと、日常生活圏と行政区画を一致させた総合的なまちづくりを進め、さらなる広域合併も視野に入れたつつ、都市としての魅力の向上と、なにより効果的効率的な行政運営を実現する必要があります。

◇生活圏の広域化～◇効果的な行政運営 (略)

(2) 計画の位置付け

① (略)

②計画の期間

計画の期間は、合併日から令和5年度とします。

2. 市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、静岡県ほぼ中央部に位置し静岡市、島田市、焼津市及び大井川町に隣接しています。

北部は、赤石山系の南縁に接する森林地帯で、海拔871mの主峰高根山から発する瀬戸川は市内を貫流し、駿河湾に注いでいます。また、北端より東部に走る朝比奈川沿いの平坦地区と山麓及び海拔500mの高草山を背にする山麓に茶園が開かれ、茶産地を形成しています。中部は、北部からつながる丘陵性の山地と、そこからひろがる平坦地からなり、南部にかけて市街地が形成されています。南部は大井川下流の左岸で、平坦肥沃な赤太平野の中央部に位置しています。

また、東京と名古屋の中間にあり、JR東海道本線や東名高速道路、国道1号など交通の便も良く、東海道ベルト地帯の交通の要衝となっているほか、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジが整備され、富士山静岡空港の開港と併せ、今後ますます利便性が高まります。

(2) 気候 (略)

(3) 面積 (略)

(4) 歴史 (江戸時代～現代)・沿革 (略)

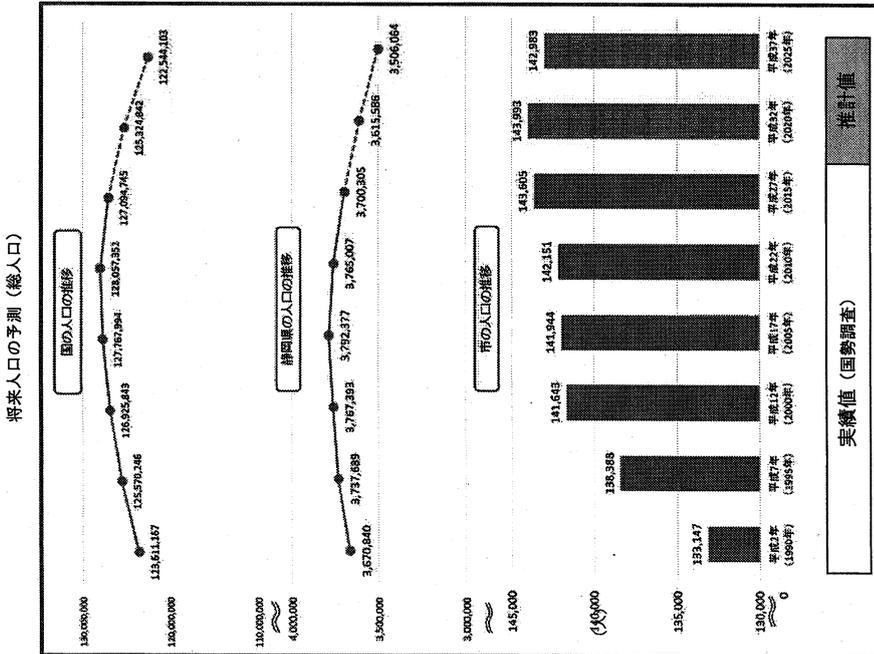
(5) 人口・世帯 (略)

(6) 産業 (略)

### 3. 主要指標の見通し

#### (1) 人口の予測

本市の人口は、平成32年に団塊世代がピークに減少していくと予測されています。15歳未満の人口は平成27年が19,333人で、平成17年と比べて1,055人(5.2%)減少している一方で、65歳以上の人口は平成27年が39,921人で平成17年と比べて11,102人(38.5%)増加となり、県の人口増減の割合と比較して、15歳未満人口の減少幅は小さくなっていきますが、65歳以上の人口の増加幅は上回っています。(県：15歳未満の人口10.8%減、65歳以上の人口32.0%増)平成32年には、65歳以上の人口は3割を超えると推計されています。

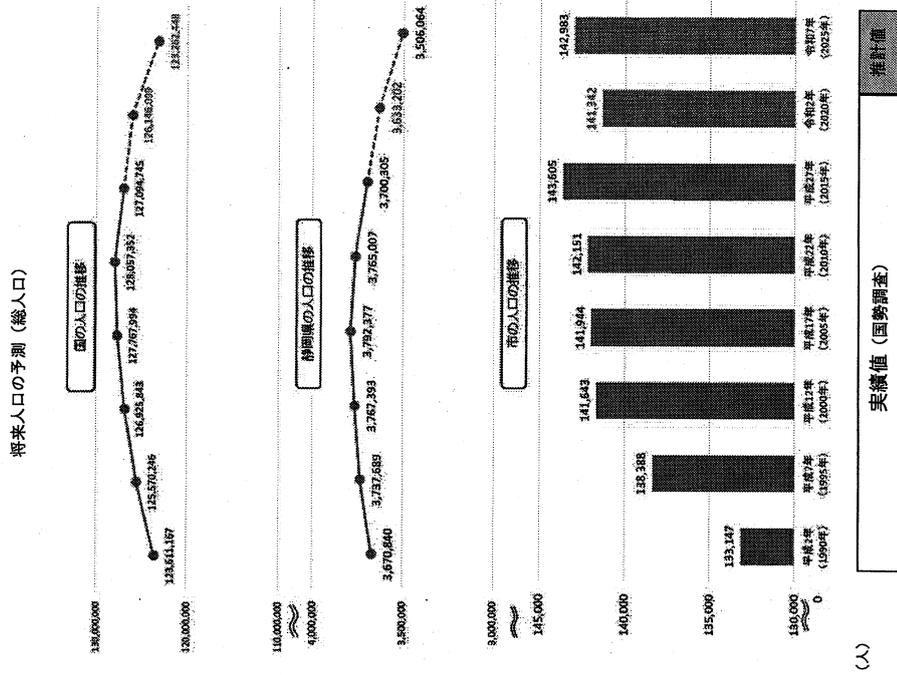


※平成2年から平成27年は国勢調査結果による実績値、平成32年は推計値  
 ※国の全世帯数の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所推計値(平成29年推計・出生中位・死亡中位)、静岡県及び市の全世帯数の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所推計値(平成30年推計)

### 3. 主要指標の見通し

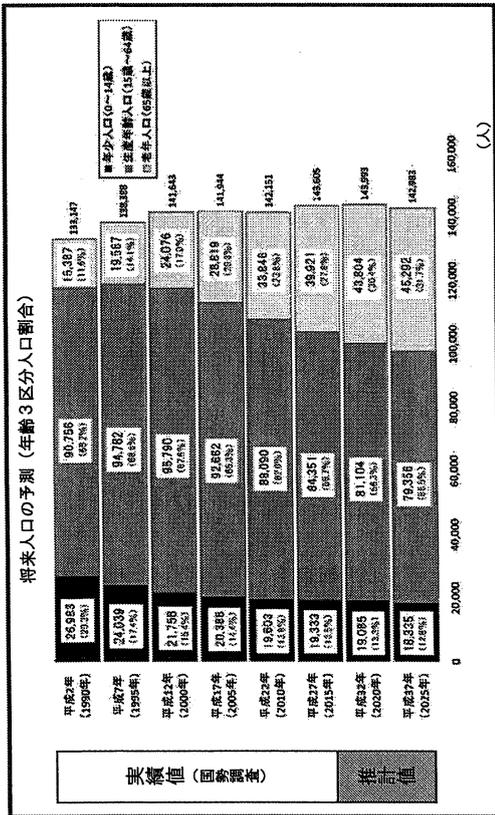
#### (1) 人口の予測

本市の人口は、平成27年をピークに減少していくと予測されています。15歳未満の人口は令和2年が18,292人で、平成17年と比べて2,096人(10.3%)減少している一方で、65歳以上の人口は令和2年が42,900人で平成17年と比べて14,081人(48.9%)増加となり、県の人口増減の割合と比較して、15歳未満人口の減少幅は小さくなっていきますが、65歳以上の人口の増加幅は上回っています。(県：15歳未満の人口13.3%減、65歳以上の人口40.7%増)令和2年には、65歳以上の人口は3割を超えると推計されています。



※平成2年から令和2年は国勢調査結果による実績値、令和7年は推計値  
 ※国の全世帯数の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所推計値(令和5年推計・出生中位・死亡中位)、静岡県及び市の全世帯数の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所推計値(平成30年推計)

改正前

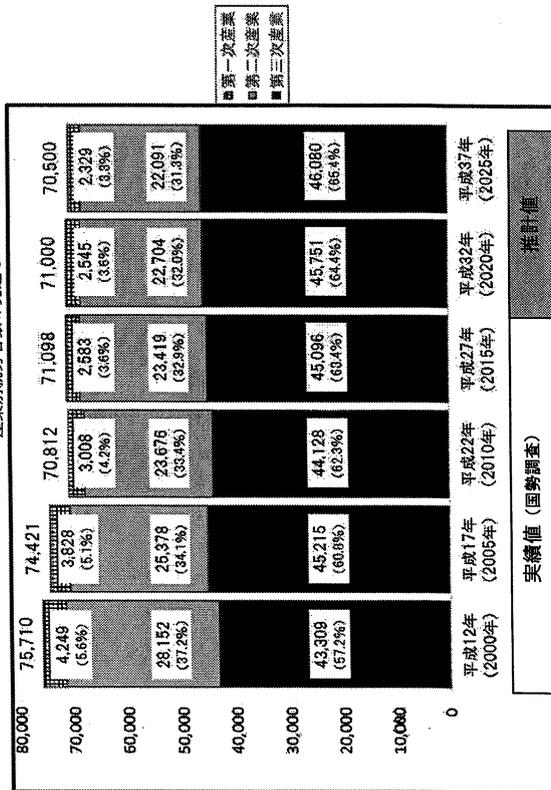


※平成25年から平成27年までの国勢調査結果による実績値。総数に不詳を含むため3区分人口の合計とは合致しない場合がある。  
 ※平成29年、平成37年の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所推計値 (平成30年推計)

(2) 産業別就業者数の予測

就業率や産業別就業割合を過去の傾向に基づいて推計すると、平成37年の就業人口は約70,500人で、平成17年よりも約4,000人の減少となります。内訳は第一次産業が約2,300人、第二次産業が約22,000人、第三次産業が約46,000人となる見通しです。

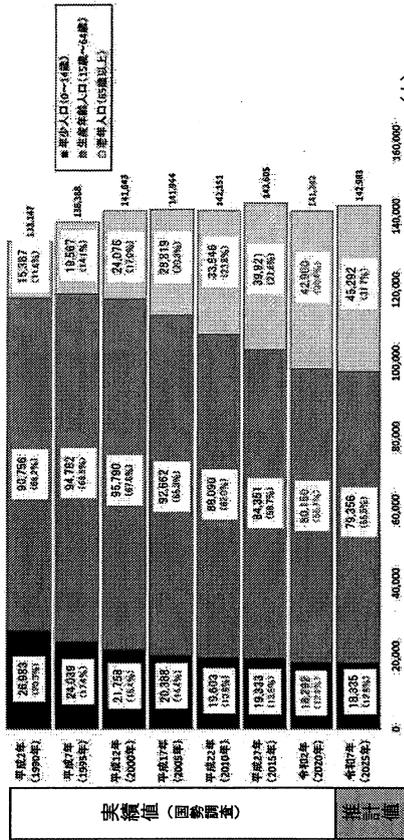
産業別就労者数の見直し



※平成12年から平成27年は国勢調査、平成29年、平成37年は推計値。推計値は、実績の対数近似値をもとに算出。

改正後

将来人口の予測 (年齢3区分人口割合)

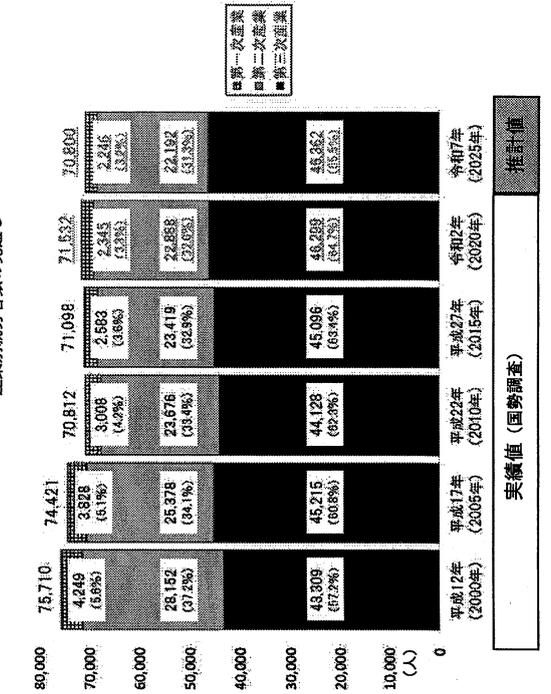


※平成25年から平成27年までの国勢調査結果による実績値。総数に不詳を含むため3区分人口の合計とは合致しない場合がある。  
 ※平成29年、平成37年の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所推計値 (平成30年推計)

(2) 産業別就業者数の予測

就業率や産業別就業割合を過去の傾向に基づいて推計すると、令和7年の就業人口は約70,800人で、平成17年よりも約4,000人の減少となります。内訳は第一次産業が約2,200人、第二次産業が約22,000人、第三次産業が約46,000人となる見通しです。

産業別就労者数の見直し



※平成12年から令和7年は国勢調査、令和7年は推計値。推計値は、実績の対数近似値をもとに算出。

4. まちづくりの基本方針 (略)

5. 主要施策

(1)～(2) (略)

(3) すこやかな心を育むまちづくり

・安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

重点項目

家庭・地域における子育て支援事業

親と子の保健対策推進事業

子育てと仕事の両立支援推進事業 ※1

健全育成推進事業

※1 子育てと仕事の両立支援事業のうち、今後益々高まる保育ニーズに対応するため、発達支援や食育に係る人材育成拠点として再整備を行う「岡部みわ保育園整備事業」については、財政支出の平準化及び建設後補地選定に時間を要したことから、令和5年度以降の事業完了となります。そうした中で、実施設計については、令和4年度に着手しており、令和7年度の完了を予定しています。

4. まちづくりの基本方針 (略)

5. 主要施策

(1)～(2) (略)

(3) すこやかな心を育むまちづくり

・安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

重点項目

家庭・地域における子育て支援事業

親と子の保健対策推進事業

子育てと仕事の両立支援推進事業

健全育成推進事業

・確かな学力の向上と「生きる力」の育成

**重点項目**

- 確かな学力の向上事業
- 「生きる力」育成事業
- 豊かな人間性を育む教育活動充実事業
- 国際理解、情報など現代的な課題対応事業
- 心身ともに健康な児童・生徒育成事業
- 安心して学べる教育環境整備充実事業 ※2
- 高等学校や地域との連携事業
- 開かれた学校づくり推進事業

※2 合併により統合した3調理場のうち2調理場については、学校給食衛生管理基準に定めるドライスシステム等に未対応であったため、新たな調理場を整備する必要があります。また、新調理場は新たに用地を取得する必要があります。その選定に時間を要したため令和5年度以降の事業完了となります。そのうち1年度、実施設計は令和4年度に着手しており、令和10年度の完了を予定しています。

・親子で共に学び育つ環境づくり～国際・都市間交流の推進（略）

・確かな学力の向上と「生きる力」の育成

**重点項目**

- 確かな学力の向上事業
- 「生きる力」育成事業
- 豊かな人間性を育む教育活動充実事業
- 国際理解、情報など現代的な課題対応事業
- 心身ともに健康な児童・生徒育成事業
- 安心して学べる教育環境整備充実事業
- 高等学校や地域との連携事業
- 開かれた学校づくり推進事業

・親子で共に学び育つ環境づくり～国際・都市間交流の推進（略）

(4) みんなで取り組む、地球にやさしいまちづくり

- 地球環境の理解の浸透～環境負荷の少ない社会づくり (略)

- 循環型社会によるごみ減量の推進

重点項目

住民参加で進めるごみ減量事業

リサイクル活動展開事業

効率的な分別収集推進事業

新たなごみ処理体制確立事業

もったいない運動推進事業

- きれいなまちの実現～安全な水の安定供給 (略)

(4) みんなで取り組む、地球にやさしいまちづくり

- 地球環境の理解の浸透～環境負荷の少ない社会づくり (略)

- 循環型社会によるごみ減量の推進

重点項目

住民参加で進めるごみ減量事業

リサイクル活動展開事業

効率的な分別収集推進事業

新たなごみ処理体制確立事業 ※3

もったいない運動推進事業

※3 合併に伴う行政の効率化及びこの地域の環境配慮の観点等から、現施設(高柳清掃工場、一色清掃工場、リサイクルセンター)について、市町で機能分担していた施設を整理統合し、機能を集約した新施設を整備するとともに、現施設を撤去する必要が生じました。

新施設の建設予定地については、地元の同意を得て、選定しましたが、事業用地内に公共施設が存在し、その機能を維持しながら代替地へ移転するのに不測の日数を要したことや、働き方改革の推進による建設現場での長時間労働の是正対応を考慮したことから、令和5年度以降に事業完了が延びましたが、建設工事については、令和3年度に実施設計に着手し、令和8年度の完了を予定、既存施設撤去工事については、令和5年度に実施設計に着手し、令和11年度の完成を予定してまいります。

- きれいなまちの実現～安全な水の安定供給 (略)

(5) 未来をみつめた、活力みなぎるまちづくり

- ・駅周辺のにぎわい創出（中心市街地活性化の推進）～楽しさと魅力ある商業地づくりの推進（略）

・未来を拓く企業立地の推進

◇新たな基盤整備や工場遊休地の活用などによる工業用地の確保に努め、補助金などの助成制度を活用して、企業などの立地促進や転出防止を図ります。また、富士山静岡空港の開港にあわせて企業支援を図ります。  
 ◇高速交通体系の整備に際し、新東名高速道路（仮）藤枝岡部インターチェンジ周辺地区や東名高速道路新インターチェンジ周辺地区は、地域住民との合意形成や環境との調和をもとに製造業や流通業の誘導に努めます。

- ・地元企業の創業と成長の促進～魅力あふれる観光地づくりの推進（略）

(6) 美しく快適な暮らしを支えるまちづくり

- ・計画的な土地利用の推進
  - ◇住民の安全かつ快適な生活や活力ある産業を支えるため、「都市計画マスタープラン」に基づく適切な土地利用を推進します。
  - ◇都市基盤整備の推進により安全で快適なまちづくりを計画的に進めます。
  - ◇農業基盤整備による近代化と生産性の向上を図るとともに、森林などの自然環境の保全に努めます。
  - ◇企業誘致を推進するため、新東名高速道路（仮）藤枝・岡部インターチェンジ周辺地区や東名高速道路新インターチェンジ周辺地区などの工場適地等の検討を進めるとともに、土地利用転換を促進します。
  - ◇都市のにぎわいと魅力あふれる住民の交流拠点である中心市街地の活性化を図ります。
  - ◇土地利用に関する制度や計画づくり、適切な運用を行い、秩序ある土地利用を図ります。
  - ◇大規模未利用地の有効利用を誘導するとともに、公共用地の積極的な活用により、効果的な土地利用を推進します。
- ・土地の境界・面積などを明確にし、土地取引の円滑化や行政の効率化などにも役立つ地籍調査を推進します。

- ・人が憩う公園づくり～地域公共交通の活性化（略）

6. 県事業の推進

- (1) 静岡県に要望する事業（略）
- (2) 静岡県が実施を予定する事業

分野・施策	主要事業概要	事業名・地区名・路線名等
防災基盤の充実	自然災害による被害を防止し、住民の安全と地域社会・生活基盤の充実を図るため、土砂災害対策（治山及び砂防関係事業）を推進する。	河川改修事業 （東光寺谷川）（谷稲葉川）（瀬戸川） （栗梨川）（朝比奈川） 治山事業 （瀬戸谷萩間沢）（桂島村前） （玉取シヨウリカイド）（殿白井） 急傾斜地崩壊対策事業 （中ノ合ククメ）（滝沢浜井場 NO.2） 砂防事業 （小胡沢沢）（木和田川）
河川整備の推進	良好な河川環境を形成するた	河川環境整備事業

(5) 未来をみつめた、活力みなぎるまちづくり

- ・駅周辺のにぎわい創出（中心市街地活性化の推進）～楽しさと魅力ある商業地づくりの推進（略）

・未来を拓く企業立地の推進

◇新たな基盤整備や工場遊休地の活用などによる工業用地の確保に努め、補助金などの助成制度を活用して、企業などの立地促進や転出防止を図ります。また、富士山静岡空港の開港にあわせて企業支援を図ります。  
 ◇高速交通体系の整備に際し、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ周辺地区や東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ周辺地区は、地域住民との合意形成や環境との調和をもとに製造業や流通業の誘導に努めます。

- ・地元企業の創業と成長の促進～魅力あふれる観光地づくりの推進（略）

(6) 美しく快適な暮らしを支えるまちづくり

- ・計画的な土地利用の推進
  - ◇住民の安全かつ快適な生活や活力ある産業を支えるため、「都市計画マスタープラン」に基づく適切な土地利用を推進します。
  - ◇都市基盤整備の推進により安全で快適なまちづくりを計画的に進めます。
  - ◇農業基盤整備による近代化と生産性の向上を図るとともに、森林などの自然環境の保全に努めます。
  - ◇企業誘致を推進するため、新東名高速道路藤枝・岡部インターチェンジ周辺地区や東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ周辺地区などの工場適地等の検討を進めるとともに、土地利用転換を促進します。
  - ◇都市のにぎわいと魅力あふれる住民の交流拠点である中心市街地の活性化を図ります。
  - ◇土地利用に関する制度や計画づくり、適切な運用を行い、秩序ある土地利用を図ります。
  - ◇大規模未利用地の有効利用を誘導するとともに、公共用地の積極的な活用により、効果的な土地利用を推進します。
  - ・土地の境界・面積などを明確にし、土地取引の円滑化や行政の効率化などにも役立つ地籍調査を推進します。

- ・人が憩う公園づくり～地域公共交通の活性化（略）

6. 県事業の推進

- (1) 静岡県に要望する事業（略）
- (2) 静岡県が実施を予定する事業

分野・施策	主要事業概要	事業名・地区名・路線名等
防災基盤の充実	自然災害による被害を防止し、住民の安全と地域社会・生活基盤の充実を図るため、土砂災害対策（治山及び砂防関係事業）を推進する。	河川改修事業 （東光寺谷川）（谷稲葉川）（瀬戸川） （栗梨川）（朝比奈川） 治山事業 （瀬戸谷萩間沢）（桂島村前） （玉取シヨウリカイド）（殿白井） 急傾斜地崩壊対策事業 （中ノ合ククメ）（滝沢浜井場 NO.2） （岡部廻沢）（宮島地蔵段）

改正後

河川整備の推進	良好な河川環境を形成するため、河川空間の整備を推進する。	砂防事業 (小胡狹沢)(木和田川) 河川環境整備事業 (栃山川)(朝比奈川)
農林業の推進	農業生産の体質強化や農村居住者の生活環境を確保し、農林業を振興するため、生産基盤整備や農地保全等の総合整備を推進する。	農免農道整備事業 (谷稲葉東光寺地区) (谷稲葉東光寺3期地区) (栗梨朝比奈3期地区) 基幹水利施設トヨタ/MI事業 (志太幹線)(栃山幹線) 新農業水利行政保全対策事業 (栃山南部・柳久保) 中山間地域森林整備事業(林道びく五木沢線)
交通体系の整備	円滑な交通の確保を図るため、広域幹線道路などの基幹となる交通体系の整備を推進する。また歩行空間の確保や都市景観の向上を促進する。	県道事業 (一)伊久美藤枝線 (一)善左衛門藤枝停車場線 (主)藤枝黒俣線 (一)大雷藤枝線 (一)静岡朝比奈藤枝線 (一)相模岡部線
分野・施策	主要事業概要	事業名・地区名・路線名等 街路事業 (部)志太中央幹線 (主)焼津森線・(部)焼津広幡線 (部)岡部中央幹線 電線類地中化整備事業 (部)岡部中央幹線

7. 公共的施設の適正配置・整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、市全体のバランスや地域性及び効率性、住民の意向、更には財政状況などを踏まえて、統合することが適当なものについては統合整備を図ります。統合前の施設については、施設の利活用や維持管理費を総合的に検証し、用途変更や廃止(解体)を行います。なお、岡部町役場については当分の間支所とし、住民にとって身近な行政サービスを提供できる施設とします。

改正前

農林業の推進	農業生産の体質強化や農村居住者の生活環境を確保し、農林業を振興するため、生産基盤整備や農地保全等の総合整備を推進する。	(栃山川)(朝比奈川) 農免農道整備事業 (谷稲葉東光寺地区) (谷稲葉東光寺3期地区) (栗梨朝比奈3期地区) 基幹水利施設トヨタ/MI事業 (志太幹線)(栃山幹線) 新農業水利行政保全対策事業 (栃山南部・柳久保) 林道びく五木沢線
交通体系の整備	円滑な交通の確保を図るため、広域幹線道路などの基幹となる交通体系の整備を推進する。また歩行空間の確保や都市景観の向上を促進する。	県道事業 (一)伊久美藤枝線 (一)善左衛門藤枝停車場線 (主)藤枝黒俣線 (一)大雷藤枝線 (一)静岡朝比奈藤枝線 (一)相模岡部線
分野・施策	主要事業概要	事業名・地区名・路線名等 街路事業 (部)志太中央幹線 (主)焼津森線・(部)焼津広幡線 (部)岡部中央幹線 電線類地中化整備事業 (部)岡部中央幹線

7. 公共的施設の適正配置・整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、市全体のバランスや地域性及び効率性、住民の意向、更には財政状況などを踏まえて、統合することが適当なものについては統合整備を図ります。なお、岡部町役場については当分の間支所とし、住民にとって身近な行政サービスを提供できる施設とします。

8. 財政計画

(1) 前提条件

①現行の税財政制度を基本に一般会計での歳入歳出を推計した。  
 ②計画期間は平成21年度から平成30年度までの15年間とする。  
 なお、平成21年度から平成29年度までは決算額、平成30年度は推計予算額、平成31年度は当初予算額、平成32年度から平成35年度までは推計値とする。

(2) 歳入・歳出推計の考え方

- ①歳入
  - 1 市税 平成31年度の当初予算を基本に、過去の実績や今後の経済見通し、人口推計を踏まえて見込んだ。
  - 2 地方譲与税 平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 3 利子割交付金等交付金 平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 4 地方交付税 普通交付税は、平成31年度の当初予算を基本に見込むとともに、税財政制度の見直しを見込んだ。  
特別交付税は、平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 5 分担金及び負担金 平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 6 使用料及び手数料 平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 7 国庫支出金 過去の実績及び歳出事業費から見込んだ。
  - 8 県支出金 過去の実績及び歳出事業費から見込んだ。
  - 9 繰入金 特定目的基金の繰入を見込んだ。  
各年度の収支調整のため、財政調整基金の繰入を見込んだ。  
駐車場特別会計からの繰入について、平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 10 市債 建設事業債は、新市基本計画等における事業実施のため、普通建設事業に充てる起債を見込んだ。
  - 11 諸収入・その他 諸収入、財産収入、寄付金について、平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。

8. 財政計画

(1) 前提条件

①現行の税財政制度を基本に一般会計での歳入歳出を推計した。  
 ②計画期間は平成21年度から令和11年度までの21年間とする。  
 なお、平成21年度から令和4年度までは決算額、令和5年度以降はこれまでの実績や中長期的な財政見通しを踏まえて算定する。

(2) 歳入・歳出推計の考え方

- ①歳入
  - 1 市税 令和5年度の当初予算を基本に、過去の実績や今後の経済見通し、人口推計を踏まえて見込んだ。
  - 2 地方譲与税 令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 3 利子割交付金等交付金 令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 4 地方交付税 普通交付税は、令和5年度の当初予算を基本に見込むとともに、税財政制度の見直しを見込んだ。  
特別交付税は、令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 5 分担金及び負担金 令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 6 使用料及び手数料 令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 7 国庫支出金 過去の実績及び歳出事業費から見込んだ。
  - 8 県支出金 過去の実績及び歳出事業費から見込んだ。
  - 9 繰入金 特定目的基金の繰入を見込んだ。  
各年度の収支調整のため、財政調整基金の繰入を見込んだ。  
駐車場特別会計からの繰入について、令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。
  - 10 市債 建設事業債は、新市基本計画等における事業実施のため、普通建設事業に充てる起債を見込んだ。
  - 11 諸収入・その他 諸収入、財産収入、寄付金について、令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。

②歳出	
1 人件費	定年延長制度を考慮し、令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。
2 物件費	令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。
3 維持補修費	令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。
4 扶助費	令和5年度の当初予算を基本とし、毎年度3%程度の伸びを見込んだ。
5 補助費等	令和5年度の当初予算を基本に、志太広域事務組合への負担金を考慮し見込んだ。
6 公債費	令和5年度以降の借り入れ利率を1.0%とし、各年度の償還額を見込んだ。
7 積立金	利子及び元金積立金について見込んだ。
8 投資・出資・貸付金	出資金は、病院事業及び下水道事業計への出資金を見込んだ。 貸付金は、令和5年度の当初予算を基本に見込んだ。
9 繰出金	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計については、医療費や給付費等の推計により見込んだ。
10 投資的経費	令和5年度の当初予算を基本に、大型の施設整備費等を考慮し見込んだ。

②歳出	
1 人件費	平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。 <u>（平成32年度以降の会計年度任用職員を考慮）</u>
2 物件費	平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。
3 維持補修費	平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。
4 扶助費	平成31年度の当初予算を基本とし、毎年度3%程度の伸びを見込んだ。
5 補助費等	平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。
6 公債費	平成31年度以降の借り入れ利率を0.5%とし、各年度の償還額を見込んだ。
7 積立金	利子及び元金積立金について見込んだ。
8 投資・出資・貸付金	出資金は、病院事業への出資金を見込んだ。 貸付金は、平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。
9 繰出金	公共下水道、農業集排水の特別会計については、事業収支計画で見込んだ。 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計については、医療費や給付費等の推計により見込んだ。
10 投資的経費	平成31年度の当初予算を基本に見込んだ。

改正後

(3) 財政計画  
《繰入》

区 分	単位：百万円																			
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
市税	20,410	20,403	20,533	20,435	20,766	21,000	20,766	21,288	21,582	21,806	20,410	20,403	20,533	20,435	20,766	21,000	20,766	21,288	21,582	21,806
地方譲与税	461	451	442	414	412	381	399	399	400	405	461	451	442	414	412	381	399	399	400	405
利子割交付金等交付金	1,987	1,956	1,898	1,786	1,935	2,167	3,317	2,948	3,294	3,283	1,987	1,956	1,898	1,786	1,935	2,167	3,317	2,948	3,294	3,283
地方交付税	3,649	4,474	4,575	4,738	4,558	4,136	4,130	4,085	3,760	3,843	3,649	4,474	4,575	4,738	4,558	4,136	4,130	4,085	3,760	3,843
分相金及び負担金	404	393	408	440	453	453	381	415	430	444	404	393	408	440	453	453	381	415	430	444
使用料及び手数料	462	442	450	445	435	425	498	494	482	423	462	442	450	445	435	425	498	494	482	423
国庫支出金	5,012	4,643	4,386	4,170	4,127	5,087	6,105	6,176	6,997	6,206	5,012	4,643	4,386	4,170	4,127	5,087	6,105	6,176	6,997	6,206
県支出金	1,981	2,436	2,852	2,670	3,118	2,877	2,848	3,483	3,566	3,748	1,981	2,436	2,852	2,670	3,118	2,877	2,848	3,483	3,566	3,748
繰入金	339	466	278	999	777	1,564	592	437	2,884	504	339	466	278	999	777	1,564	592	437	2,884	504
市債	3,894	4,763	3,700	2,979	2,786	2,680	2,633	2,900	3,611	3,356	3,894	4,763	3,700	2,979	2,786	2,680	2,633	2,900	3,611	3,356
譲収入、その他	4,928	5,297	6,619	5,861	6,369	6,553	6,858	10,128	10,136	8,055	4,928	5,297	6,619	5,861	6,369	6,553	6,858	10,128	10,136	8,055
繰入合計	43,527	45,724	46,141	44,937	45,736	47,373	48,527	52,753	57,082	52,072	43,527	45,724	46,141	44,937	45,736	47,373	48,527	52,753	57,082	52,072

区 分	単位：百万円																			
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
市税	21,791	21,555	21,208	21,578	21,300	21,300	21,300	21,400	21,500	21,700	21,791	21,555	21,208	21,578	21,300	21,300	21,300	21,400	21,500	21,700
地方譲与税	415	425	433	436	407	415	415	415	415	415	415	425	433	436	407	415	415	415	415	415
利子割交付金等交付金	3,196	3,779	4,547	4,413	3,938	3,973	4,008	4,044	4,080	4,116	3,196	3,779	4,547	4,413	3,938	3,973	4,008	4,044	4,080	4,116
地方交付税	3,998	3,687	5,002	5,051	3,260	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,998	3,687	5,002	5,051	3,260	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
分相金及び負担金	354	199	190	186	179	180	180	180	180	180	354	199	190	186	179	180	180	180	180	180
使用料及び手数料	392	351	338	345	365	365	365	365	365	365	392	351	338	345	365	365	365	365	365	365
国庫支出金	6,857	24,492	12,844	11,321	8,966	9,383	9,802	10,179	10,158	10,474	6,857	24,492	12,844	11,321	8,966	9,383	9,802	10,179	10,158	10,474
県支出金	4,106	4,188	3,989	4,562	4,843	5,245	5,486	5,668	5,649	5,700	4,106	4,188	3,989	4,562	4,843	5,245	5,486	5,668	5,649	5,700
繰入金	405	1,421	334	324	4,095	4,277	3,533	3,693	3,224	3,421	405	1,421	334	324	4,095	4,277	3,533	3,693	3,224	3,421
市債	4,502	4,181	4,630	2,835	4,037	4,592	5,021	4,966	4,039	3,000	4,502	4,181	4,630	2,835	4,037	4,592	5,021	4,966	4,039	3,000
譲収入、その他	6,362	5,589	9,794	7,682	6,240	5,670	6,090	6,090	6,090	5,610	6,362	5,589	9,794	7,682	6,240	5,670	6,090	6,090	6,090	5,610
繰入合計	52,378	69,847	63,309	58,783	57,680	58,700	59,600	60,400	59,100	58,000	52,378	69,847	63,309	58,783	57,680	58,700	59,600	60,400	59,100	58,000

12 / 14

改正前

(3) 財政計画  
《繰入》

区 分	単位：百万円																			
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
市税	20,410	20,403	20,533	20,435	20,766	21,000	20,766	21,288	21,582	21,820	20,410	20,403	20,533	20,435	20,766	21,000	20,766	21,288	21,582	21,820
地方譲与税	461	451	442	414	412	381	399	399	400	369	461	451	442	414	412	381	399	399	400	369
利子割交付金等交付金	1,987	1,956	1,898	1,786	1,935	2,167	3,317	2,948	3,234	2,989	1,987	1,956	1,898	1,786	1,935	2,167	3,317	2,948	3,234	2,989
地方交付税	3,649	4,474	4,575	4,738	4,558	4,186	4,130	4,085	3,760	3,389	3,649	4,474	4,575	4,738	4,558	4,186	4,130	4,085	3,760	3,389
分相金及び負担金	404	393	408	440	453	453	381	415	430	445	404	393	408	440	453	453	381	415	430	445
使用料及び手数料	462	442	450	445	435	425	498	494	482	443	462	442	450	445	435	425	498	494	482	443
国庫支出金	5,012	4,643	4,386	4,170	4,127	5,087	6,105	6,176	6,997	5,432	5,012	4,643	4,386	4,170	4,127	5,087	6,105	6,176	6,997	5,432
県支出金	1,981	2,436	2,852	2,670	3,118	2,877	2,848	3,483	3,566	3,825	1,981	2,436	2,852	2,670	3,118	2,877	2,848	3,483	3,566	3,825
繰入金	339	466	278	999	777	1,564	592	437	2,884	530	339	466	278	999	777	1,564	592	437	2,884	530
市債	3,894	4,763	3,700	2,979	2,786	2,680	2,633	2,900	3,611	4,163	3,894	4,763	3,700	2,979	2,786	2,680	2,633	2,900	3,611	4,163
譲収入、その他	4,928	5,297	6,619	5,861	6,362	6,553	6,858	10,128	10,136	8,055	4,928	5,297	6,619	5,861	6,362	6,553	6,858	10,128	10,136	8,055
繰入合計	43,527	45,724	46,141	44,937	45,736	47,373	48,527	52,753	57,082	51,841	43,527	45,724	46,141	44,937	45,736	47,373	48,527	52,753	57,082	51,841

区 分	単位：百万円													
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計		
市税	20,900	21,000	20,800	21,100	21,300	313,503	20,900	21,000	20,800	21,100	21,300	313,503		
地方譲与税	387	387	387	394	394	6,077	387	387	387	394	394	6,077		
利子割交付金等交付金	3,158	3,940	3,940	3,940	3,940	43,115	3,158	3,940	3,940	3,940	3,940	43,115		
地方交付税	3,220	3,512	3,476	3,441	3,406	58,599	3,220	3,512	3,476	3,441	3,406	58,599		
分相金及び負担金	347	200	200	260	260	5,609	347	200	200	260	260	5,609		
使用料及び手数料	421	399	399	399	399	6,593	421	399	399	399	399	6,593		
国庫支出金	7,167	7,752	8,161	8,595	9,054	93,864	7,167	7,752	8,161	8,595	9,054	93,864		
県支出金	4,349	4,760	5,018	5,292	5,662	54,657	4,349	4,760	5,018	5,292	5,662	54,657		
繰入金	2,794	2,474	3,203	2,893	2,679	22,909	2,794	2,474	3,203	2,893	2,679	22,909		
市債	4,824	3,900	3,740	3,670	2,870	53,213	4,824	3,900	3,740	3,670	2,870	53,213		
譲収入、その他	5,413	5,416	5,416	5,416	5,416	27,882	5,413	5,416	5,416	5,416	5,416	27,882		
繰入合計	52,980	53,800	54,800	55,400	55,400	756,021	52,980	53,800	54,800	55,400	55,400	756,021		

12 / 14

改正後

《歳出》

区分	単位：百万円											
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	
人件費	7,013	6,970	7,017	6,827	5,592	6,081	5,852	5,725	5,886	6,090		
物件費	4,600	4,863	5,196	4,977	4,756	4,966	5,009	5,628	5,727	5,684		
維持補修費	542	408	371	412	498	499	532	554	517	554		
扶助費	4,866	6,708	7,121	7,405	7,504	8,192	8,785	9,570	9,764	10,443		
補助費等	6,170	3,797	3,488	3,571	4,479	4,492	4,931	5,691	7,893	6,146		
公債費	4,772	5,953	6,003	5,924	5,711	5,651	5,406	5,250	5,043	4,804		
積立金	364	789	1,908	729	1,974	1,179	448	2,961	1,417	1,506		
投資・出資・貸付金	3,500	3,710	3,596	3,711	3,717	3,715	3,503	3,535	3,087	3,149		
繰出金	3,341	3,534	3,616	3,770	4,049	4,417	4,849	4,969	8,377	5,191		
投資的経費	6,639	5,956	5,644	4,902	4,500	5,304	5,364	6,060	6,548	5,959		
その他歳出												
歳出合計	41,807	42,688	43,960	42,228	42,780	44,496	44,679	49,943	54,259	49,502		

区分	単位：百万円											
	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	計
人件費	5,998	6,911	7,290	7,207	7,433	8,012	7,685	7,917	7,633	8,012	7,633	144,764
物件費	5,853	6,639	6,380	7,164	6,311	6,310	6,360	6,460	6,460	6,460	6,460	122,263
維持補修費	571	603	544	618	493	490	490	450	450	450	450	10,657
扶助費	11,321	12,212	15,457	13,316	13,762	14,174	14,599	15,036	15,487	15,951	16,429	238,602
補助費等	6,249	22,207	6,896	7,241	10,194	9,665	9,505	10,585	9,358	9,622	10,202	160,984
公債費	4,437	4,195	4,126	3,906	3,980	3,639	3,635	3,309	3,457	3,516	3,616	97,730
積立金	373	579	4,960	936	666	565	565	565	565	565	565	24,155
投資・出資・貸付金	3,188	3,470	3,390	3,418	3,466	3,337	3,287	3,181	3,162	3,124	3,107	71,323
繰出金	5,545	4,297	4,343	4,477	3,428	3,539	3,655	3,777	3,905	4,039	4,179	91,297
投資的経費	7,271	6,737	6,142	7,151	7,747	8,869	9,719	8,980	8,483	6,121	6,019	140,115
その他歳出												
歳出合計	50,776	67,850	59,528	55,934	57,680	58,700	59,600	60,400	59,100	58,800	58,800	1,102,710

改正前

《歳出》

区分	単位：百万円											
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	
人件費	7,013	6,970	7,017	6,827	5,592	6,081	5,852	5,725	5,886	6,327		
物件費	4,600	4,863	5,196	4,977	4,756	4,966	5,009	5,628	5,727	5,932		
維持補修費	542	408	371	412	498	499	532	554	517	564		
扶助費	4,866	6,708	7,121	7,405	7,504	8,192	8,785	9,570	9,764	10,619		
補助費等	6,170	3,797	3,488	3,571	4,479	4,492	4,931	5,691	7,893	7,880		
公債費	4,772	5,953	6,003	5,924	5,711	5,651	5,406	5,250	5,043	4,804		
積立金	364	789	1,908	729	1,974	1,179	448	2,961	1,417	1,506		
投資・出資・貸付金	3,500	3,710	3,596	3,711	3,717	3,715	3,503	3,535	3,087	3,149		
繰出金	3,341	3,534	3,616	3,770	4,049	4,417	4,849	4,969	8,377	4,136		
投資的経費	6,639	5,956	5,644	4,902	4,500	5,304	5,364	6,060	6,548	6,724		
その他歳出												
歳出合計	41,807	42,688	43,960	42,228	42,780	44,496	44,679	49,943	54,259	51,841		

区分	単位：百万円											
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計						
人件費	6,225	7,122	7,275	7,178	7,179	98,269						
物件費	6,395	5,561	5,561	5,561	5,561	80,394						
維持補修費	557	546	546	546	546	7,638						
扶助費	11,794	12,984	13,708	14,582	15,542	149,144						
補助費等	9,490	8,890	9,909	8,900	7,965	95,148						
公債費	4,452	4,676	4,694	4,436	4,317	78,480						
積立金	125	120	120	120	120	13,880						
投資・出資・貸付金	3,158	3,147	3,137	3,127	3,117	50,909						
繰出金	4,205	4,344	4,440	4,540	4,643	97,230						
投資的経費	6,478	6,310	6,310	6,310	6,310	89,359						
その他歳出	100	100	100	100	100	500						
歳出合計	52,980	53,800	54,800	55,400	55,400	731,061						

用語解説 (略)

用語解説 (略)

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 6 0 条第 1 項の規定により、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 8 9 条の 2 第 1 0 項において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による県営土地改良事業(水利施設等保全高度化事業(畑地帯担い手育成型)瀬戸谷地区野竹工区)についての換地処分の公告があった日の翌日から、次とおり藤枝市内の字の区域を変更する。

記

大字滝沢字野竹に編入する区域

大字滝沢字市井沢 4 6 3 から 4 6 6 まで、4 6 9 の 2 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

大字滝沢字市井沢に編入する区域

大字滝沢字野竹 2 4 7 2 の 2 4、2 4 7 2 の 2 7 の一部、2 4 7 2 の 3 7 から 2 4 7 2 の 3 9 まで、2 4 7 8 の 2 の一部、2 4 7 9、2 4 8 0、2 4 8 1 の 2、2 4 8 2 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

建設工事請負契約の締結について（令和 4 年災査定第 6 9 号 市道 8 地区 1 6 8 号線（押越橋）橋梁災害復旧工事）

令和 5 年 1 0 月 2 6 日制限付き一般競争入札に付した建設工事について、請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 4 年災査定第 6 9 号 市道 8 地区 1 6 8 号線（押越橋）  
橋梁災害復旧工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 1 4 8 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 藤枝市堀之内一丁目 1 番地の 3  
株式会社山田組  
代表取締役社長 山田 幸保

建設工事委託変更協定の締結について（国道 1 号藤枝バイパス及び都市  
計画道路天王町仮宿線の新設事業）

令和 3 年 5 月 2 0 日締結した建設工事委託協定を次のとおり変更するため、地方  
自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決  
を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的  | 国道 1 号藤枝バイパス及び都市計画道路天王町仮宿線の新設<br>事業                          |
| 2 | 契約金額   | 変更前 1, 2 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円<br>変更後 1, 4 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 3 | 契約期間   | 変更前 令和 3 年度から令和 7 年度<br>変更後 令和 3 年度から令和 8 年度                 |
| 4 | 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号<br>国土交通省中部地方整備局<br>局長 佐藤 寿延          |

# 令和5年11月藤枝市議会定例会月議会 議案提案理由書（第75号議案～第86号議案）

## 第75号議案及び第76号議案

博物館法の一部改正に伴い、同法律を引用している条文中の字句の整理を行うものであります。

## 第77号議案

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、管理不全空家等について定めるなど、所要の改正を行うものであります。

## 第78号議案

市立総合病院緩和ケア病棟に個室が整備されることに伴い、新たな個室使用料を定めるため、改正を行うものであります。

## 第79号議案

市立総合病院において従事する薬剤師を確保するため、薬剤師を目指す学生に対する修学資金の額について、改正を行うものであります。

## 第80号議案

地方自治法第244条の2第6項の規定により、令和6年4月1日から藤枝市民西益津温水プール・藤枝市民大洲温水プール・藤枝勤労者体育館の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

## 第81号議案

地方自治法第244条の2第6項の規定により、令和6年4月1日から志太・榛原地域救急医療センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

## 第82号議案

地方自治法第244条の2第6項の規定により、令和6年4月1日から藤枝市駅

南自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

#### 第 8 3 号議案

合併特例事業推進要綱の一部改正に伴い、合併基本計画の事業計画及び財政計画の関係箇所を変更することで、経過措置として計画事業が完了するまで合併推進債が活用できることから、引き続き、合併推進債を活用し、本市の一体性の確立や均衡ある発展に寄与する事業等に取り組むため、藤枝市・岡部町合併基本計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

#### 第 8 4 号議案

地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、土地改良法第 8 9 条の 2 第 1 0 項において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型）瀬戸谷地区野竹工区）についての換地処分の公告があった日の翌日から、字の区域を変更するものであります。

#### 第 8 5 号議案

本件は、市道 8 地区 1 6 8 号線（押越橋）橋梁災害復旧工事について請負契約を締結するものであります。

本年 1 0 月 2 6 日に 3 者による制限付き一般競争入札を実施した結果、株式会社山田組が入札額 1 3 5, 0 0 0, 0 0 0 円で落札したため、これに消費税 1 3, 5 0 0, 0 0 0 円を加算した金額で請負契約を締結するものであります。

工事は市議会の議決の翌日から着工し、令和 7 年 2 月 2 8 日完成を予定しております。

工事の概要については、橋梁の架け替え工事を施工するものであります。

#### 第 8 6 号議案

令和 3 年 5 月 2 0 日、国土交通省中部地方整備局と締結した建設工事委託協定について、現場条件及び工程の見直し並びに建設資材価格等の高騰に伴い、協定金額及び期間を変更する必要があるため、変更協定を締結するものであります。